

《今回のテーマ》

第2弾 「区分所有法等の大改正に伴う 管理規約改正について」

・4月1日に区分所有法等が施行されます
及び管理組合相互の情報交流会

○再生手法の創設等

・一棟リノベーション ・建物、敷地の一括売却等

○共用部分等に関する損害賠償請求権等の行使について。

○共用部分の変更決議で2/3に引き下げる場合はどのような状態？

○建替え決議の多数決要件が緩和されました。

○建替え決議がされた場合の賃貸借終了請求制度の創設

※前回ご参加頂いた方は、前回配布しましたレジュメをご持参ください。

※管理組合の方に限らずどなたでも参加できます。

マンション管理士やこれからマンション管理士を目指す方、その他
マンション管理に興味のある方、ぜひ一度お気軽にお越しください。

日時 2026年3月21日(土) 14:00~16:00

会場 ひと・まち交流館京都 (河原町五条下る東側)

3階 第3会議室

講師 当NPO正会員 マンション管理士 市毛 豊

参加費 無料 (定員15名 先着順、定員になり次第締めきります)

主催 NPO法人 京都マンション管理ネットワーク

連絡先 TEL/FAX 075-275-0514

メール npo@kmkn.jp

ホームページ kmkn.jp

***参加申し込みは、電話または、FAX(裏面用紙)及びメールにて
お申し込みください。**

